

新公益法人制度への移行基本計画概要(案)

1. 基本方針

2008年(平成20年)12月1日の「法人法」¹⁾、「認定法」²⁾および「整備法」³⁾の3法が施行され、以降5年間の移行期間内に「一般社団法人」または「公益社団法人」のいずれかに移行しなければ解散とみなされることになった。本会としては、今後のあるべき事業活動の姿と主に財務に関する事務局を含む事務実力を総合的に勘案し、次のとおり定める。

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律

新たな公益法人制度の主旨に対応し、本会の事業活動目的を継続的かつ効果的に達成して行くため、2010年度(平成22年度)中に公益社団法人への移行を図る。

[公益社団法人へ移行する理由]

SICEの存在価値から

“学術及び科学技術の振興”という公益事業を行う、計測と制御とシステムインテグレーションの分野の日本を代表する学会として、“公益”社団法人として社会的に認知されることで、個人会員および賛助会員の学会参画の価値を高める。

SICEの非営利、公益性から

SICEの事業および財務から非営利、公益性は明らかであるので、公益認定移行がきわめて困難か、公益認定基準維持がきわめて困難であるまたは大きなリスクがあるのなら別であるが、公益社団法人をめざすのが、妥当である。

税制面から

公益社団法人の公益事業には課税はされないこと、また、将来収益事業を行った場合でも極めて有利な課税となること、さらに寄付金に対して現在の特定公益増進法人に該当する優遇がなされるなど、一般社団法人と比較して有利である。

業務負荷面から

公益社団法人への移行および移行後の公益認定基準の維持には、主として財務面で負荷が増大する。負荷面および維持のリスク面からは一般社団法人の方が軽いことは事実であるが、一般社団法人でも、制度および財務の法人法および会計基準への準拠が求められて行くであろうから、大きな差はない。

[公益社団法人への移行の見通し]

経理的基礎および技術的能力

新公益法人対応準備委員会(以下、「公益準委」)での事務局を含む評価作業から、求められる平成20年度公益法人会計基準などへの準拠については、習熟とシステム化で対応できる。

事業区分の決定と収支相償

公益準委のこれまでの作業によって、本会の全事業の内閣府公益認定等委員会(以下、「公認委」)ガイドラインの事業区分へのマッピングを完了し、事業区分ごとおよび公益事業全体での2009年度予算ベースでの収支相償をシミュレーションによって検証した。なお、事業区分マッピングについては、「新公益法人移行にあたっての事業区分とSICE事業群のマッピング」を参照のこと。

公益事業比率50%以上

項と同様に、2009年度予算ベースでシミュレーションによって検証した。

代議員・役員選出制度

現在の制度から大きく異なる点は、理事会から独立して選出されなければならないことであるが、本会の事業運営に影響ないように工夫し、実現可能である。

支部および部門の制度設計・財務設計

法令・ガイドラインを遵守しつつ、現状からの変更を少なくする実態運営と財務の運用方法の工夫で実現できる。

2. 定款変更（改正）案の作成方針

（公認委では、「変更」の表記であるが、本会の現在までの慣用にしたいが、ここでは「改正」を用いて説明する。）

1. 項に記した基本方針にもとづき、公益社団法人移行に向け、整備法第103条に定められた公益認定申請書の添付資料であり、移行後の定款となる「定款の改正案」（「公益社団法人計測自動制御学会移行認定申請用定款改正（案）準備稿 第3版」）を作成した。作成方針は、次の通りである。

- 1) 法令・ガイドラインなどを遵守しつつ、本会の活動内容、組織運営を基本的に維持することおよび本会の将来に向けた新公益法人として求められることをできるだけ簡潔に表現する。
- 2) 法令・ガイドライン、特に公認委の「定款変更の例と注記」にそった条項および規定とする。
- 3) 今後のリファイン作業にあたっては、理事会、関係本部委員会および支部・部門の意見を反映しつつ計画的に進める。

〔定款改正案作成にあたって考慮した制度上のポイント〕

代議員制

理事会から独立した選挙管理委員会などで、正会員全員の投票によって、正会員の50名に対し1名の代議員が選出される。この代議員が法律上の社員となる。なお、名誉会員、永年会員は会費を納入することによって正会員の資格も得ることができるので、代議員の被選挙権を持つことができる。

役員（理事・監事）選出

役員は社員総会、すなわち代議員によって選出されるが、選出に関する委員会などを設ける場合は理事会から独立していなければならない。なお、役員と代議員は兼ねることができる。

本部委員会・支部・部門など法律に定めのない機関（会議体）

これらの機関は、法律により、理事会や業務執行理事の権限などを侵してはならないが、それらは、別途規程などで定めることとし、定款には簡潔に設置を規定しておくに留める。

3. 公益認定の申請

公益認定の申請については、以下のとおり方針と目標時期を定める。

- 1) 整備法第103条にしたいが、2009年8月開催の臨時総会で承認される予定の作成方針に基づいて作成される定款改正案を主な添付資料として、その他に必要な書類とともに認定申請を行う。申請書類については、最終版を理事会承認を経て、2010年2月開催の定時総会で承認を得ることとする。
- 2) 申請時期は理事会で決定することとするが、2009年度事業報告および決算報告の所管官庁提出後の2010年3月を目標とする。
- 3) 定款以外の本会の諸規程、細則などについても現在の支部・部門の規程なども含め、公益認定申

以上

添付資料

1. 新公益法人移行にあたっての事業区分とSICE事業群のマッピング 2009/02/27（金）
2. 公益社団法人計測自動制御学会移行認定申請用定款改正（案）第3版 2009/07/22（水）